平成２２年（フ）第４６４号
新潟市東区中野山４丁目14番19号
債務者　渡邊　勇雄
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７８号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓5821番地１
債務者　小林　愼治
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８６号
新潟市中央区寄居町697番地１　マンション北陸408号、前住所新潟市東区紫竹５丁目７番10号
債務者　橋本キン子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８７号
新潟県燕市吉田下中野785番地
債務者　小柳　美穂
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９０号
新潟市東区牡丹山２丁目２番１号、前住所新潟市東区東中野山３丁目８番10号
債務者　安達　保雄
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９８号
新潟市江南区稲葉１丁目１番41号
債務者　石川　愛子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０７号
新潟市中央区南出来島２丁目18番９号　メゾン藤１－６、前住所新潟市中央区美咲町１丁目９番21号　サーム美咲402号
債務者　松本　真理
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１６号
新潟市東区幸栄２丁目９番20号
債務者　浦澤ひろ美
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３２６号
神奈川県大和市南林間３丁目２番８号　メゾンサザンウッズ201号
債務者　福田　一央
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５１５号
横浜市中区根岸町２丁目50番地３
債務者　森崎　　隆
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５６１号
横浜市南区井土ケ谷下町37番地10　サンハイツ井土ケ谷104号
債務者　鈴木　　勇
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３５号
東京都世田谷区下馬６丁目15番６号　グレース203、前住所川崎市中原区木月３丁目９番33号　カレントリュウスイ402
債務者　山本　博基（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５５６号
川崎市川崎区中島２丁目11番８号　ハイツ松本301
債務者　柴田　　誠
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５６１号
川崎市川崎区東田町８番地　パレール916
債務者　金子　幸治
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５６５号
川崎市高津区新作４丁目２番17号
債務者　安齋　　守
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５６６号
川崎市高津区久末115番地
債務者　渥美　英夫
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係